



各 位

会 社 名 株 式 会 社 ひ ら ま つ 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 平 松 博 利 (コード番号:2764 東証一部) 問合せ先 取 締 役 管 理 本 部 ディレクター・ジェネラル (TEL:03-5793-8818)

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年12月26日開催予定の第31期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期(事業年度の末日)を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在: 毎年9月30日 変更案: 毎年3月31日

※決算期変更の経過期間となる第32 期は、平成25 年10 月1日から平成26 年3月31 日までの6ヶ月決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までとしておりますが、当社グループの事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款の第 11 条、第 12 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条の各条につき所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

3. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前		変更後	
(招集)		(招集)	
第11条	当会社の定時株主総会は、毎年12月に	第11条	当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこ
	これを招集し、臨時株主総会は、必要あ		れを招集し、臨時株主総会は、必要ある
	るときに随時これを招集する。		ときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)		(定時株主総会の基準日)	
第12条	当会社の定時株主総会の議決権の基準	第12条	当会社の定時株主総会の議決権の基準
	日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。		日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。

変更前		変更後	
第13条~第36条(条文省略)		第13条~第36条(現行どおり)	
(事業年度)		(事業年度)	
第37条	当会社の事業年度は、毎年 <u>10月1日</u> から	第37条	当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から
	翌年9月30日までの1年とする。		翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日)		(剰余金の配当の基準日)	
第38条	当会社の剰余金の期末配当の基準日	第38条	当会社の剰余金の期末配当の基準日
	は、毎年 <u>9月30日</u> とする。		は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(中間配当)		(中間配当)	
第39条	当会社は、取締役会の決議によって、毎	第39条	当会社は、取締役会の決議によって、毎
	年3月31日を基準日として中間配当をす		年9月30日を基準日として中間配当をす
	ることができる。		ることができる。
(新設)		<u>附則</u>	
		第37条(事業年度)の規定にかかわらず、平成25年10	
		月1日から	ら始まる第32期事業年度は平成26年3月31
		日までの6ヵ月間とする。なお本附則は第32期事業	
		年度経過後これを削除する。	

4. 日程

第 31 期定時株主総会開催日 : 平成 25 年 12 月 26 日予定

定款変更の効力発生日 : 同上

以上